

議案第 6 号

職員の勤務時間・休暇等に関する条例中一部改正の件

職員の勤務時間・休暇等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和元年 6 月 3 日提出

芽室町長 手 島 旭

職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

説 明

平成 30 年 8 月 10 日付けの人事院の公務員人事管理に関する報告及び平成 31 年 4 月から国家公務員の超過勤務命令の上限設定等が設けられたことを鑑み、芽室町職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を定めるため、本条例を改正しようとするものであります。

職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和元年10月1日から施行する。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

職員の勤務時間・休暇等に関する条例改正概要 (時間外勤務命令の上限の設定等について)

1 背景

長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、平成 31 年 4 月 1 日から施行された。

また、国家公務員においても、昨年 8 月の人事院の「公務員人事管理に関する報告」において、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じ、同様に平成 31 年 4 月 1 日から施行された。

本町においても、地方公務員法第 24 条第 4 項における「均衡の原則」により、国家公務員の措置等を踏まえ、長時間労働の是正をはじめとする働き方改革の推進をすべく条例を改正しようとするものである。

2 改正内容

(1) 上限時間

- ・ 原則として月 45 時間以下かつ年 360 時間以下

(2) 他律的業務(※)の比重の高い部署に勤務する職員の上限時間

- ・ 月 100 時間未満かつ年 720 時間以下
- ・ 2～6 箇月平均で 80 時間以下
- ・ 月 45 時間超は年 6 箇月以内

※ 他律的業務

復興事業等業務の量や時期が部局の枠を超えて他律的に決まる比重が高い業務

(3) 上限時間の特例

- ・ 大規模災害等突発的な状況に対応するための緊急業務、公務の運営上、真にやむを得ない場合(その処理が遅れることにより円滑な公務の運営に重大な支障を来す恐れのある業務等)に限り、前述の上限時間を超えることができる。

(4) 上限時間超過の事後的な検証

- ・ 上限時間を超えた場合、時間外勤務を命じることが公務の運営上、真にやむを得なかったのか事後的な検証を実施する。